

給与奉行[®] Smart

機能アップガイド

Ver.5.05

《改正情報》	
基礎控除・給与所得控除の見直しに対応	2
特定親族特別控除の創設に対応	3
扶養親族等の所得要件の改正に対応	9
令和6年入居の住宅ローン控除の改正に対応	10
マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応	12
《機能追加》	
雇用保険離職証明書の離職の日以前の賃金支払状況等に行を挿入可能	12

<< 改正情報 >> -----

● 基礎控除・給与所得控除の見直しに対応

以下のとおり、所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に反映されます。

○ 基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	改正前	改正後
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	48 万円	95 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)		88 万円
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)		68 万円
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)		63 万円
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)		58 万円

○ 給与所得控除の見直し

55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162 万 5,000 円以下	55 万円	65 万円
162 万 5,000 円超 180 万円以下	その収入金額 × 40 % - 10 万円	
180 万円超 190 万円以下	その収入金額 × 30 % + 8 万円	

上記に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」および令和8年分以後の「源泉徴収税額表」についても改正されます。当製品では、令和8年1月以後の給与（賞与）処理を行うと、自動的に改正後の源泉徴収税額が計算されます。

参 考

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更はありません。令和7年の年末調整の際に、改正後の基礎控除額、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」にもとづいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

注 意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

● 特定親族特別控除の創設に対応

特定親族の合計所得金額に応じて控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

参 考

特定親族とは、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下（収入金額が123万円超188万円以下）の人をいいます。

なお、合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。扶養控除の対象となります（特定扶養親族に該当します）。

年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

また、合計所得金額が58万円超100万円以下（収入金額が123万円超165万円以下）の場合は「源泉控除対象親族」となり、令和8年1月以後に支払うべき給与について、源泉控除が受けられます（令和8年分以後の扶養控除等申告書の「源泉控除対象親族」欄に記載します）。

参 考

合計所得金額が100万円超123万円以下（収入金額が165万円超188万円以下）の特定親族については、各月の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整の際に特定親族特別控除申告書を提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

当製品では、以下のメニューが変更されます。

[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページに、【特定親族特別控除情報】が追加されました。

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が提出された場合は、特定親族申告書の提出に「1：あり」を選択すると、[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面が開きます（[合計所得]ボタンをクリックしても[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面が開きます）。初期値として、処理年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の場合は、特定親族区分に「1：対象」が表示されます。特定親族合計所得を入力すると、特定親族特別控除額が計算されます。

参 考

[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面の特定親族特別控除額がある場合は、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの扶養親族の扶養区分は「0：控除対象外」になります。

これに伴い、汎用データの年末調整データの項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【特定親族特別控除情報】				
扶養親族 1 ～ 10				
特定親族区分	YISR001	1	数字	項目の新規追加
特定親族合計所得	YISR002	9	数字	
特定親族申告書の提出	YISR003	1	数字	
特定親族特別控除額	YISR004	9	数字	
【家族情報】				
扶養親族 1 ～ 10				
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 (処理年が2026年以降の場合に「5：特定」を追加)
【所得税情報】				
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加
【計算結果情報】				
特定親族特別控除額	—	—	—	項目の新規追加

また、[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューでも、「特定親族特別控除額」「扶養親族1～10-特定親族合計所得」が集計できます。

注 意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

[源泉徴収票]メニュー

以下のように様式が変更され、当製品でも新様式に対応しました。

①「控除対象扶養親族」欄の名称が「控除対象扶養親族等」欄に変更されました。
特定親族がいる場合は、氏名と特定親族特別控除の額をもとに区分が表示されます。

表示される区分は、以下になります。

6 / 12

②「控除対象扶養親族等の数」欄に「特親」欄が追加され、特定親族の人数が出力されます。

③「特定親族特別控除の額」欄が追加されました。

参 考

令和8年（2026年）以降の場合で、年末調整しない社員の源泉徴収票を作成する場合は、**特親所得**を押して[源泉徴収票 - 特定親族所得見積額]画面を開きます。扶養控除等（異動）申告書の特定親族の所得の見積額を入力すると、所得見積額をもとに控除対象扶養親族等の区分が表示されます。

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー
- ・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

特定親族特別控除の適用がある場合は、欄外に「特定親族特別控除額 XXX,XXX」と印字されます。

令和7年分 給与所得に対する源泉徴収簿

所属 301 営業部 東日本営業課		社員 番号	100000	氏名	山田 一朗	住所	〒162-0052 東京都新宿区戸山2-13-8 ロイヤルパークマンション805	
役職 課長				昭和41年	9月 21日			
区分 月別 支払 額	給与 支払 額	課税文金額	社会保険料等	社会保険料等 控除後の金額	所得 等の数	所得税	年末調整による 過不足税額	差引徴収税額
	1・24	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300
	2・25	475,051	71,790	403,261	4	6,050	0	6,050
	3・25	474,964	71,788	403,176	4	6,050	0	6,050
	4・25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0	6,300
	5・23	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300
	6・25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0	6,300
	7・25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0	6,300
	8・25	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300
	9・25	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300
	10・24	413,000	2,271	410,729	4	6,420	0	6,420
	11・25	479,952	2,694	477,258	4	9,940	0	9,940
	12・25	478,972	2,687	476,285	4	9,940	▲114,890	▲104,950
	計	5,674,482	653,824	5,020,658		82,500		
区分 月別 支払 額	7・10	821,500	126,326	695,174	4	42,647 (税率 6.126%)	0	42,647
	12・10	821,500	127,380	694,120	4	85,043 (税率 12.282%)	0	85,043
	計							
合 計		1,643,000	252,706	1,390,294		127,690		
前年度給与等		7,317,482	906,530	6,410,952		210,190		
課税区分 甲種		年末調整方法 給与年調		控除対象扶養親族等の数		特定親族特別控除額		
一般障害者		一般扶養親族		1				
特別障害者		特定扶養親族						
寡婦		老人扶養親族						
ひとり親		同居老親等		1				
勤労学生								
配偶者控除対象配偶者*		一般障害者						
		特別障害者						
		同居特別障害者						
区 分		金 額		税 額				
給料・手当等		5,674,482		82,500				
賞与等		1,643,000		127,690				
中途調整収入								
計		7,317,482		210,190				
給与所得控除後の給与等の金額		5,485,733		配偶者の合計所得金額 (550,000 円)				
所得金額調整控除額								
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)		5,485,733		配偶者控除等 (10,000 円)				
社会保険料等		906,530		小規模企業共済等 (円)				
控除額								
生命保険料の控除額		84,000		国民年金保険料等の金額 (円)				
地震保険料の控除額		28,000						
配偶者(特別)控除額		380,000						
扶養控除及び障害者等の控除額の合計		960,000						
基礎控除額		630,000						
所得控除額の合計額		3,618,530						
源泉徴収額(給与所得金額及び算出所得税額)		1,867,000		93,350				
(特定増改等)住宅借入金等特別控除額								
年 調 所 得 税 額				93,350				
年 調 所 得 税 額				95,300				
差 引 超過額 又は 不足額				114,890				
本年最後の給与から徴収する税額に充てる金額				9,940				
未払給与に係る未徴収の税額に充てる金額								
超過額								
差 引 繰 付 する 金 額				104,950				
同 上 の				104,950				
不足額								
本年最後の給与から徴収する金額								
の計算								
特定親族特別控除額				630,000				

参 考

令和8年分に対応した様式の源泉徴収簿の奉行サプライは、令和8年分の年末調整対応版で提供を開始する予定です。

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー

[社員情報登録]メニュー（令和8年1月以後）

[随時処理]-[年次更新]メニューで年次更新を実行して処理年が「令和8年」になると、[社員情報登録]メニューの「家族・所得税」ページの扶養親族の扶養区分に「5：特定」が追加されます。19歳から23歳未満の親族がいる場合は、合計所得金額に応じて、扶養区分を選択します。

なお、年次更新の際に前年（令和7年）の年末調整処理で特定親族であった場合は、自動的に「5：特定」が表示されます（年齢が23歳未満の場合）。

19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	[社員情報登録]メニューの「家族・所得税」ページの扶養区分
58万円以下 (123万円以下)	「2：特定扶養」
58万円超 100万円以下 (123万円超 165万円以下)	「5：特定」
100万円超 (165万円超)	「0：控除対象外」

【扶養人数情報】に「特定親族」欄が追加され、扶養区分が「5：特定」の扶養親族がいる場合は、「特定親族」欄と「扶養等の数」欄に人数が加算されます。

基 本 家族・所得税 中途・市町村

【家族情報】				配偶者の有無		1 配偶者あり	
No.	フリガナ	性別	生年月日	死亡年月日	居住者区分	扶養区分	障害者区分
配偶	301	1 女性	1969年 5月 3日	年 月 日	0 居住者	1 源泉控除配偶	0 対象外
	洋子	01 妻	1 同居				
1	ヒロシ	0 男性	2005年 6月 30日	年 月 日	0 居住者	5 特定	0 対象外
	洋朗	01 子	1 同居				
2	シロ	0 男性	2008年 1月 11日	年 月 日	0 居住者	1 一般扶養	0 対象外
	伸介	01 子	1 同居				
3	材助	0 男性	1934年 3月 23日	年 月 日	0 居住者	4 老親等	0 対象外
	大原とし	03 母	1 同居				
4		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 控除対象外	0 対象外
		00	1 同居				
5		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 控除対象外	0 対象外
		00	1 同居				
6		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 控除対象外	0 対象外
		00	1 同居				
7		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 控除対象外	0 対象外
		00	1 同居				

【本人区分情報】	
本籍/ひとり親区分	0 対象外
障害者区分	0 対象外
勤労学生区分	0 対象外
未成年者区分	0 対象外
災害者区分	0 対象外
外国人区分	0 対象外
居住者区分	0 居住者

【扶養人数情報】			
配偶者区分	1 源泉控除配偶		
一般扶養親族	1 名	一般障害者	0 名
特定扶養親族	0 名	特別障害者	0 名
老人扶養親族	0 名	同居特別障害者	0 名
同居老親等	1 名	非居住者親族	0 名
特定親族	1 名		
年少扶養親族	0 名	扶養等の数	4 名

注 意

処理年が「令和7年」の間は、扶養区分に「5：特定」は表示されません。

これに伴い、汎用データの社員情報データの項目が追加・変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10				
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 (処理年が2026年以降の場合に「5：特定」を追加)
【扶養人数情報】				
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加

《 関連メニュー 》

- ・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報予約データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報予約データ受入]メニュー

● 扶養親族等の所得要件の改正に対応

以下の通り、扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に判定されます。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48 万円以下 (103 万円以下)	58 万円以下 (123 万円以下)
配偶者特別控除の対象 となる配偶者	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	75 万円以下 (130 万円以下)	85 万円以下 (150 万円以下)

注 意

令和 7 年12月 1 日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

● 令和 6 年入居の住宅ローン控除の改正に対応

新築・買取再販については、住宅の区分と特例対象個人か否かで、借入限度額が以下のようになります。

参 考

特例対象個人とは、令和 6 年 12 月 31 日（年の途中で死亡した場合はその時点）の現況で、以下のいずれかの人です。

○夫婦のいずれかが 40 歳未満

○19 歳未満の扶養親族を有する

特例対象個人として令和 6 年分の確定申告を行った場合は、税務署から送付される住宅ローン控除申告書の住宅の区分等欄に「特例対象個人」と印字されます。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	特例対象個人の場合：5,000 万円 上記以外の場合：4,500 万円
ZEH水準省エネ住宅	特例対象個人の場合：4,500 万円 上記以外の場合：3,500 万円
省エネ基準適合住宅	特例対象個人の場合：4,000 万円 上記以外の場合：3,000 万円
その他の住宅	2,000 万円（建築確認を受けたものとします）
震災特例の場合	特例対象個人の場合：5,000 万円 上記以外の場合：4,500 万円

当製品では、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの住宅の区分等に選択肢が追加され、以下のように変更されました。居住開始年月日や控除額適用区分、住宅の区分等の設定をもとに、住宅借入金等控除額が自動計算されます。

変更前	変更後
00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等 12：特例対象個人 13：特例認定住宅等・特例対象個人 14：認定住宅・新築・特例対象個人 15：認定住宅・買取再販・特例対象個人 16：認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 17：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人 18：ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人 19：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 20：省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人 21：省エネ基準適合住宅・買取再販・特例対象個人 22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人

これに伴い、汎用データの年末調整データの住宅の区分等と2回目－住宅の区分等に、選択肢（「12：特例対象個人」～「22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人」）が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
住宅の区分等 2回目－住宅の区分等	YITS016 YITS017	2	数字	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等 12：特例対象個人

				13：特例認定住宅等・特例対象個人 14：認定住宅・新築・特例対象個人 15：認定住宅・買取再販・特例対象個人 16：認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 17：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人 18：ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人 19：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 20：省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人 21：省エネ基準適合住宅・買取再販・特例対象個人 22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人
--	--	--	--	---

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ（健康保険組合）の変更に対応しました。

《 機能追加 》-----

● 雇用保険離職証明書の離職の日以前の賃金支払状況等に行を挿入可能

今までは、無断欠勤や自己都合の休職などで給与の支払いがない月について雇用保険離職証明書に記載したい場合は、離職の日以前の賃金支払状況等の行をずらして手入力する必要がありました。今回から、（[F6]キー）を押して離職の日以前の賃金支払状況等に行を挿入できるようになりました。0円の行を追加したい場合に入力の手間を省くことができます。また、0円の場合は空白ではなく0円として電子申請されるようになりました。

《 関連メニュー 》

- [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

給与奉行[®] Smart

機能アップガイド

Ver.5.04

● Microsoft Exchange Onlineの基本認証「SMTP認証」の廃止に伴い、先進認証「OAuth 2.0」に対応

当製品は、メールを送信する機能でExchange Onlineの基本認証「SMTP認証」を使用できますが、Microsoft社のサポート終了に伴い2025年9月以降は無効になるため、先進認証「OAuth 2.0」に対応しました。

業務スケジュール実行後の完了通知などのメールが送信できなくなるため、先進認証「OAuth 2.0」に設定を変更します。

詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

《 関連メニュー 》

- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信設定]-[明細書配信設定]メニュー
（『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合）
- ・ [管理ツール]-[メールサーバー設定]メニュー

給与奉行[®] Smart

機能アップガイド

Ver.5.03

《改正情報》	
電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンの変更に対応	2
電子申請の納付方法で「電子申請以外」の選択に対応	2
健康保険組合の提出先マスタ更新に伴う対応	2
《機能追加》	
受け入れた特別徴収税額通知データで通知された「指定番号」を反映可能	2
受け入れた特別徴収税額通知データと社員情報の関連付けの精度を向上	2

＜＜改正情報＞＞-----

● 電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンの変更に対応

電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンが変更されました。
これに伴い、当製品でも新しい様式バージョンで電子申請できるようになりました。

＜ 関連メニュー ＞

[労働保険] - [労働保険年度更新] メニュー

● 電子申請の納税方法で「電子納付以外」の選択に対応

[労働保険] - [労働保険年度更新] メニューの[労働保険年度更新 - 事業情報]画面に納付方法が追加されました。
「電子納付」または「電子納付以外」を選択して、電子申請します。

＜ 関連メニュー ＞

[労働保険] - [労働保険年度更新] メニュー

● 健康保険組合提出先マスタ更新に伴う対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ（健康保険組合）の変更に対応しました。

＜＜機能追加＞＞-----

● 受け入れた特別徴収税額通知データで通知された「指定番号」を反映可能

[導入処理] - [市町村登録] メニューの「指定番号」が空欄の場合は、[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入] メニューで受け入れた特別徴収義務者用の特別徴収税額通知データの「指定番号」が登録されるようになりました。

＜ 関連メニュー ＞

[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入]
メニュー

● 受け入れた特別徴収税額通知データと社員情報の関連付けの精度を向上

[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入] メニューで受け入れる特別徴収税額通知データと、当製品の社員情報との関連付けの精度を向上させました。

- ・ 受給者番号と氏名（カナ）の大文字、小文字が不一致の場合も自動で関連付けします。
- ・ 氏名の後ろに「様」が付いている場合も自動で関連付けします。
- ・ 今までは、受給者番号が空欄の社員は受け入れできませんでした。
今回から受給者番号が空欄の社員がいる場合は、ファイル情報と社員を関連付ける画面が表示され、受け入れできるようになりました。

◀ 関連メニュー ▶

[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入]
メニュー

給与奉行[®] Smart

機能アップガイド Ver.5.02

目次

健康保険証廃止（マイナ保険証への移行）に伴う対応	2
社会保険関係手続の電子申請様式変更に対応	3
マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応	3

● 健康保険証廃止（マイナ保険証への移行）に伴う対応

マイナ保険証の利用により、令和6年12月2日以降、「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」を提出しても、健康保険証は新たに発行されなくなりました。マイナ保険証を持っていない人のために「資格確認書」を発行できるように、「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」の様式が変更されました。

【資格取得届】メニューに「資格確認書発行要否」の項目を追加

【社会保険】-【資格取得／喪失届】-【資格取得届】メニューの【資格取得届】画面に、「資格確認書発行要否」の項目が追加されました。「資格確認書」の発行が必要な社員がいる場合は、「発行が必要」にチェックを付けて届出書を作成します。

【社員情報登録】メニューの項目名を変更

【社員情報登録】メニューの【社会保険】ページの「健保证番号」と「厚生整理番号」の項目名が「被保険者整理番号」に変更されました。

これに伴い、社会保険関連メニューの各画面に表示される項目名や出力帳票も変更されました。

変更前

変更後

【資格喪失届】メニューの項目名を変更

資格喪失届の「保険証回収」の項目名が、「資格確認書等回収」に変更されました。

これに伴い、【社会保険】-【資格取得／喪失届】-【資格喪失届】メニューの【資格喪失届】画面の項目名も「資格確認書等回収」に変更されました。

汎用データの変更

社員情報の項目名が変更されることに伴い、以下の汎用データの項目名が変更されます。

【社員情報データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【社会保険情報】				
健康保険				
被保険者整理番号	ESOC005	7	英数カナ	項目名の変更
厚生年金保険				
被保険者整理番号	ESOC013	7	数字	項目名の変更

【月額変更データ】【育児休業等終了時月額変更データ】【算定基礎データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【基本項目】				
健康保険－被保険者整理番号	—	—	—	受入不可 項目名の変更
厚生年金－被保険者整理番号	—	—	—	

◀ 関連メニュー ▶

- ・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・[社会保険]メニューの各メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社会保険データ作成]メニューの各メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社会保険データ受入]メニューの各メニュー

● 社会保険関係手続の電子申請様式変更に対応

社会保険関係手続について電子申請様式が変更されるため、対応しました。

● マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ（健康保険組合）の変更に対応しました。

今回のプログラムより、以下のメニューで届出書を磁気媒体で作成する際に表示される「旧様式の仕様で作成する」設定が表示されなくなりました。

- ・[賞与支払届]メニュー
- ・[月額変更（一括）処理]メニュー
- ・[算定基礎（一括）処理]メニュー
- ・[資格取得届]メニュー
- ・[資格喪失届]メニュー

これに伴い、4000番台の以下の奉行サプライも印刷できなくなります。後継の5000番台の奉行サプライをご利用ください。

[4160]単票被保険者賞与支払届	[4139]単票被保険者賞与支払届
[4060]被保険者賞与支払届	[4039]被保険者賞与支払届
[4207]単票被保険者月額変更届	[4007]被保険者月額変更届
[4208]単票被保険者算定基礎届	[4008]被保険者算定基礎届

給与奉行[®] Smart

機能アップガイド

Ver.5.01

《改正情報》	
定額減税（年調減税事務）に対応	2
住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応	6
《機能追加》	
雇用保険離職証明書の離職者の署名を省略して電子申請が可能	7
Googleアカウントを利用したe-Govへの電子申請に対応	7
搭載辞書を更新	7

《改正情報》-----

● 定額減税（年調減税事務）に対応

年調減税事務では、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。
当製品の変更箇所は、以下になります。

「[年末調整処理]メニュー

○年末調整計算を行う際に、定額減税対象者（本人・配偶者・扶養親族）が自動判定されます。
以下の場合に、定額減税対象者になります（配偶者と扶養親族については、本人が定額減税対象者でない場合は定額減税対象者になりません）。

本人	○居住者区分が「0：居住者」 ○本人の合計所得金額が1,805万円以下
配偶者	○居住者区分が「0：居住者」 ○配偶者の合計所得金額が48万円以下（同一生計配偶者） ○配偶者の有無が「1：配偶者あり」 ○配偶者控除等申告書の提出が「1：あり」 ※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの定額減税区分の設定は、年末調整計算には影響ありません。
扶養親族	○居住者区分が「0：居住者」 ○扶養区分が「0：控除対象外」と「8：控除対象外で他の所得者の扶養」以外

○年末調整処理の計算結果に、年調減税額内訳と以下の項目が追加されます。

計算結果		転記元説明
区 分	金 額	税 額
給料・手当等	5,655,838	36,560
賞 与 等	2,032,000	19,493
中途調製収入	0	0
計	7,687,838	56,053
<給与所得控除後>	5,819,054	
所得金額調整控除額	0	
<調 整 控 除 後>	5,819,054	
社会保 給与控除分	1,187,458	
険料等 申告控除分	0	
控除額 小規模共済掛金	0	
生命保険料控除額	120,000	
地震保険料控除額	50,000	
配偶者（特別）控除額	360,000	
扶養障害者等控除額	1,340,000	
基礎控除額	480,000	
<所得控除合計額>	3,557,458	
<課税給与所得>	2,261,000	
<< 算出所得税額 >>		128,600
住宅借入金等控除額	0	
< 年調所得税額 >		128,600
年調減税額		120,000
<年調減税額調整後の年調所得税額>		8,600
控除外額		0
<年 調 年 税 額>		8,700
<< 差引過不足額 >>		-47,353

年調減税額	本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数 × 30,000円 余白に年調減税額内訳が表示されます。 ※令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）の際に計算した月次減税額は、年調減税額に影響ありません。年末調整時点の情報で年調減税額を計算します。
＜年調減税額控除後の年調所得税額＞	＜年調所得税額＞－年調減税額がプラスの場合の金額 ※定額減税しきれた場合に表示されます。
控除外額	＜年調所得税額＞－年調減税額がマイナスの場合の金額 ※定額減税しきれなかった場合に表示されます。

なお、＜年調年税額＞には、＜年調減税額控除後の年調所得税額＞×102.1%（復興特別所得税）の金額が表示されます。

参 考

上記項目を[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューで集計する場合は、条件設定画面の[集計項目] ページで項目を選択してください。

また、これに伴い汎用データの年末調整データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【計算結果情報】				
年調減税額	YCRI018	—	—	処理年が令和6年（2024年）の場合で、「計算結果の受入を行う」を選択した場合だけ、受け入れられます。
＜年調減税額控除後の年調所得税額＞	YCRI019	—	—	
控除外額	YCRI020	—	—	
年調減税額内訳－本人	—	—	—	受入不可 処理年が令和6年（2024年）の場合だけ出力できます。
年調減税額内訳－配偶者	—	—	—	
年調減税額内訳－扶養	—	—	—	

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

[給与処理]メニュー／[賞与処理]メニュー

年末調整計算を行う際に、[会社運用設定]メニュー[処理設定]ページの「精算月の所得税計算」が「省略する」の場合は、精算月（12月の給与処理や賞与処理）の所得税計算が省略され0円になります。したがって、定額減税計算も省略されます。

[源泉徴収票]メニュー

摘要欄に以下の項目が出力されます。

源泉徴収時所得税減税控除済額	年調減税で控除した金額 ○年調所得税額 ≥ 年調減税額の場合 年調減税額の金額 ○年調所得税 < 年調減税額の場合 年調所得税額の金額
控除外額	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額 ※控除しきれなかった場合は0円になります。
非控除対象配偶者減税有	合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合に出力されます。 また、上記の同一生計配偶者が障害者の場合は、「氏名（同配）（減税有）」が出力されます。

参 考

上記項目を[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューで集計する場合は、[源泉徴収票一覧表 - 条件設定]画面の[集計項目]ページで項目を選択してください。

また、各設定が以下に該当する外国人技能実習生の場合も、摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額0円 控除外額 30,000円」が出力されます。

- [社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページの課税区分「0：計算不要」
- [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの外国人区分「1：外国人」
- [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの居住者区分「0：居住者」

参 考

『奉行Edge 給与明細電子化クラウド』をご利用の場合も同様に出力されます。

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー
- ・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

○年末調整欄に[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの計算結果と同じ項目（年調減税額・＜年調減税額控除後の年調所得税額＞・控除外額）、余白に年調減税額内訳が表示されます。

○印刷した際は、以下のように印字されます。

- ・年末調整による過不足税額欄に、各月の定額減税額（所得税）が「▲xxxx円」と印字されます。
※年末調整による過不足税額欄は、用紙種類に「[5169]単票源泉徴収簿（横型）」「[5167]単票源泉徴収簿（縦型）」「[5162]単票源泉徴収簿（横型）」を選択した場合に印字されます。
- ・差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。
- ・欄外に「年調減税額」「年調減税額控除後の年調所得税額」「控除外額」が印字されます。

所属	301 営業部 東日本営業課	社員番号	100000	氏名	山田 一朗	住所	〒182-0002 東京都昭島区戸山2-13-8 ロイヤルパークマンション305
役職	課長	生年	1966年 9月 21日	性別	男	印字	
給与	478,972	社会保険料	71,800	年金	497,172	所得税	6,300
1・25	478,972	71,800	497,172	4	6,300	0	6,300
2・22	475,051	72,790	493,261	4	6,050	0	6,050
3・25	474,964	71,789	493,176	4	6,050	0	6,050
4・25	478,885	71,799	497,087	4	6,300	0	6,300
5・24	478,972	71,800	497,172	4	6,300	0	6,300
6・25	478,885	73,262	495,623	4	6,180	▲6,180	0
7・25	478,885	73,262	495,623	4	6,180	▲6,180	0
8・23	478,972	73,266	495,706	4	6,180	▲6,180	0
9・25	478,972	73,266	495,706	4	6,180	▲6,180	0
10・25	418,000	72,902	345,098	4	3,730	▲3,730	0
11・25	472,874	73,229	399,645	4	5,930	▲5,930	0
12・25	462,406	73,165	389,241	4	5,560	▲47,353	▲41,793
計	5,655,838	871,328	6,784,510		36,560		
7・19	621,500	127,794	693,799	4	42,496	▲42,496	0
12・10	1,210,500	188,339	1,022,161	4	42,617	▲43,124	39,493
計	2,592,000	316,133	3,715,879		19,493		
合計	7,687,838	1,187,461	8,500,389		56,053		

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー

[年末調整通知書]メニュー

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューと同様に、差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。

また、欄外に「㊹-2 年調減税額」「㊹-3 年調減税額控除後の年調所得税額」「㊹-4 控除外額」が印字されます。

2024年分 年末調整通知書

会社名 OBC商事株式会社

301
所属名 営業部 東日本営業課

100000
氏名 山田 一朗

区分	金額	税額
給料・手当等	3,643,465	38,890
賞与等	2,032,000	19,493
中途調整収入		
計	5,675,465	58,383
給与所得控除等の給与等の金額	5,607,918	
給与所得控除額	990,000	円
給与所得	4,617,918	52,000
給与等からの控除分	3,807,918	
給与等からの控除額	1,117,952	円
給与所得	3,499,966	36,800
生命保険料の控除額	120,000	円
地震保険料の控除額	50,000	円
配偶者（特別）控除額	380,000	
扶養親族等の控除額	1,340,000	
基礎控除額	480,000	
控除後の所得金額	3,487,966	
所得税額	3,320,000	124,500
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額		
年間所得税額	3,320,000	124,500
年間所得税額（「ローン」マイナスの場合（10））		14,000
年間所得税額（「ローン」×1を2.1%）		43,583
差引（超過額又は不足額）		29,917
超過額		29,917
不足額		29,917
の精算		29,917
不足額の精算		29,917

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー

● 住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応

増改築の場合は、控除対象となる住宅ローンの年末残高の上限は2,000万円（居住開始年月日が令和4年1月1日以降）になります。

この上限を加味して住宅借入金等控除額を計算するため、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページに住宅借入金の種類が追加されました。

住宅借入金の種類を「0：新築又は購入」「1：増改築等」「2：新築又は購入と増改築等」「3：その他（2以上）」から選択してください。

所得控除等 **税額控除** 中途入社 家族・所

【税額控除情報】

住宅借入金の種類 2以上...

居住開始年月日

取得対価の額

家屋土地等の総面積 m²

居住用部分の面積 m²

居住用割合 %

控除額適用区分

特定取得区分

住宅の区分等

借入金等年末残高

特定増改築借入残高

住宅借入金等控除額

住宅借入金の種類が「1：増改築等」の場合は、上限を2,000万円として住宅借入金等控除額が計算されます。

また、「2以上...」ボタンをクリックして表示される「2以上の住宅借入金等特別控除」画面の「2以上の住宅控除」は削除され、過去年も含め表示されなくなります。

これに伴い、汎用データの年末調整データに項目が追加・削除されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
住宅借入金の種類	YITS018	1	数字	0：新築又は購入 1：増改築等 2：新築又は購入と増改築等 3：その他（2以上）
2以上の住宅控除	—	—	—	過去年も含め、受入不可（削除）

《機能追加》-----

- 雇用保険離職証明書の離職者の署名を省略して電子申請が可能

今までは、離職者と連絡が取れない等の理由で、疎明書を添付して雇用保険離職証明書を電子申請する場合に、離職者の署名は省略できませんでした。

今回から、[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューの[離職理由]ページに、「退職者による離職証明書記載内容の確認」の項目が追加されました。

「2：退職後のため未確認」を選択すると、離職者の署名を省略して電子申請できます。

《関連メニュー》

[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

- Googleアカウントを利用したe-Govへの電子申請に対応

e-Govアカウントログイン画面で、「Googleでログイン」の選択肢が追加されました。

上記に伴い、当製品でe-Govへ電子申請する際も、Googleアカウントを利用して電子申請できるようになりました。

《関連メニュー》

- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー
- ・ [労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー
- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー
- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年8月30日時点
銀行支店辞書	2024年9月9日時点
市町村辞書	2024年8月19日時点